

障害者差別解消法の施行(H28.4.1)

(目的) 第 1 条
障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(障害者差別解消支援地域協議会) 第 17 条
関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

(協議会の事務等) 第 18 条
協議会は、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(H27.2.24)

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1)趣旨
障害者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、協議会を設置することができる。

(2)期待される役割
関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例等の共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置

概要

●目的
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

●協議内容

事例共有、関係機関の連携等	・都、区市町村、民間事業者等が対応した相談事例の共有 ・関係機関の連携等に関する事項 ・障害者差別に関する相談体制、紛争の解決・防止策について ・区市町村単独での対応が困難な事案に対するバックアップ 等
普及啓発	・障害に関する知識や障害特性に応じた対応等について、都民・事業者の理解促進を図るための普及啓発 ・障害者差別解消法の内容、差別の解消に資する取組等について、都民・事業者への周知を図るための普及啓発・研修 等

- 会議の公開・非公開 原則として公開
- 開催回数 年 2 回程度

委員構成

学識経験者	
関係団体	障害のある人(当事者団体)
	医療関係者
	事業者団体
	教育関係者
	法曹等
	福祉関係者
区市町村	

オブザーバー

国機関(東京法務局、東京労働局)

幹事

福祉保健局関係部署
関係各局

※必要に応じて臨時委員の任命等を行う